

令和3年度第4回仁淀川町農業委員会定例総会会議録

1. 令和3年度第4回仁淀川町農業委員会定例総会を令和3年11月30日仁淀川町交流センター3階大会議室に召集する。

農業委員定数 14名 現委員 14名

農地利用最適化委員 7名 現委員 7名

2. 出席委員 12名

1 番 山中 忠一	3 番 竹村 好正	4 番 掛水 勝盛	5 番 鈴木 昭雄
6 番 鎌倉 正廣	7 番 藤原 太喜男	8 番 三浦 利勝	10 番 山諸 貴信
11 番 竹村 雄幸	12 番 小野 満子	13 番 旭 重雄	14 番 藤野 格昭

欠席委員 2名

2 番 岸本 憲明 9 番 田村 次男

農地利用最適化委員 4名

・品原 伸 ・片岡 幸年 ・岡崎 哲男 ・大石 邦廣 ・岡林 良幸

欠席委員 2名

・安井 繁忠 ・西森 省三朗

(事務局) 西森晶 田代秀喜 片岡龍也 川村典正

3. 議案

議案第6号…農地法第3条の規定による許可申請の審議について

議案第7号…非農地証明願の審議について

その他

開会 午前9時30分

事務局（西森） 令和3年度第4回農業委員会定例総の開会宣言

本日の農業委員出席数は12名、在任委員は14名で過半数に達しており会は成立
会長 挨拶

本日の署名委員（12番 小野満子委員 13番 旭重雄委員）を指名し、議案の審議に入る。

議案第 6 号

(農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について)

(1) 権利取得者が町内

○受付第 9 号 (所有権移転)

[事務局 川村説明]

譲渡人は、高知市一宮東町四丁目 7 番 7 号の大久保須美恵さん、66 歳、無職

譲受人は、仁淀川町用居甲 293 番地 3 の西田敏彦さん、68 歳、農業

土地の所在は、用居字中西甲 354 番 2 面積 471 m²

地目は台帳・現況とも畑になっております。

譲渡理由は売買となっています。

[地区担当農業委員 三浦利勝委員]

1 1 月 1 8 日事務局の田代と譲渡人の西田さんと現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する西田敏彦さんは取得後 3 年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する西田敏彦さんは、農業経営に必要な農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する西田敏彦さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する西田敏彦さんは、取得後において農地の合計面積が 1 0 アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第 10 号 (所有権移転)

[事務局 川村説明]

譲渡人は、仁淀川町田村 163 番地の尾崎義郎さん、68 歳、農業

譲受人は、仁淀川町大崎 228 番地の藤原隆行さん、41 歳、農業兼会社役員

土地の所在は、葛原字中谷 824 番 2 面積 13 m²

葛原字中谷 825 番 2 面積 69 m²

葛原字箕ノ口 838 番 面積 83 m²

合計面積 165 m²、地目は台帳・現況とも畑になっております。

譲渡理由は売買となっています。

[地区担当農業委員 片岡幸年委員]

1 1 月 1 9 日事務局の川村と現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する藤原隆行さんは取得後 3 年間以上耕作をすることを確認しました。

3. 権利を取得する藤原隆行さんは、農業経営に必要な農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する藤原隆行さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する藤原隆行さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第11号（所有権移転）

〔事務局 川村説明〕

譲渡人は、吾川郡いの町天王北四丁目8番地9の林博則さん、61歳、無職

譲受人は、仁淀川町田村88番地の林健二さん、73歳、会社役員兼農業

土地の所在は、田村字イケノモト168番 面積92㎡

田村字イケノモト169番1 面積704㎡

合計面積796㎡、地目は台帳・現況とも畑になっております。

譲渡理由は売買となっています。

〔地区担当農業委員 山諸貴信委員〕

11月16日事務局の川村と現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する林健二さんは取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する林健二さんは、農業経営に必要な農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する林健二さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する林健二さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第12号（所有権移転）

〔事務局 川村説明〕

譲渡人は、仁淀川町長者乙3053番地1の片岡やよいさん、60歳、公務員

譲受人は、仁淀川町長者乙2986番地の岩本利正さん、81歳、農業

土地の所在は、長者字カワノモト乙2812番 面積293㎡

長者字カワノモト乙2834番1 面積25㎡

長者字カワノモト乙2837番 面積61㎡

合計面積 379 m²、地目は台帳・現況とも畑になっております。

譲渡理由は売買となっています。

〔地区担当農業委員 竹村好正委員〕

1 1 月 1 6 日事務局の片岡と譲受人の岩本さんと現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する岩本利正さんは取得後 3 年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する岩本利正さんは、農業経営に必要な農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する岩本利正さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する岩本利正さんは、取得後において農地の合計面積が 1 0 アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

受付第 13 号、第 14 号は譲受人・借人が同一の為、同時に採決を行う

○受付第 13 号（所有権移転）

〔事務局 川村説明〕

譲渡人は、仁淀川町川渡 1 番地 1 の吉永栄一さん、63 歳、会社役員

譲受人は、仁淀川町森山 524 番地 5 の石橋忠大さん、57 歳、会社員兼農業

土地の所在は、高瀬字筏場 1492 番 2 面積 408 m²

地目は台帳・現況とも畑になっております。

譲渡理由は売買となっています。

○受付第 14 号（使用貸借）

〔事務局 川村説明〕

貸人は、仁淀川町森山 237 番地の掛水光政さん、80 歳、自動車整備業兼農業

借人は、仁淀川町森山 524 番地 5 の石橋忠大さん、57 歳、会社員兼農業

土地の所在は、別枝字石ノ内 2558 番 6 面積 2,046 m²

地目は台帳は田・現況は畑になっております。

使用貸借期間は 3 年となっております。

〔地区担当農業委員 掛水勝盛委員〕

1 1 月 1 7 日事務局の片岡と譲受人の石橋忠大さんと現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する石橋忠大さんは取得後 3 年間以上耕作をすることを確認しました。

3. 権利を取得する石橋忠大さんは、農業経営に必要な農作業に従事することを確認。
 4. 権利を取得する石橋忠大さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
 5. 権利を取得する石橋忠大さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。
- 以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

〔地区担当農業委員 大石邦弘委員〕

11月16日事務局の片岡と貸人の掛水光政さん、借人の石橋忠大さんと現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する石橋忠大さんは取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する石橋忠大さんは、農業経営に必要な農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する石橋忠大さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する石橋忠大さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この使用貸借は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第15号（所有権移転）

〔事務局 川村説明〕

譲渡人は、吾川郡いの町駅南町18番地1の岡本賢成さん、68歳、会社員

譲受人は、仁淀川町森3053番地の下方伸三さん、68歳、農業

土地の所在は、森字寺迫 3465 番 面積 249 m²

森字寺迫 3471 番 45 m²

森字寺迫 3508 番 42 m²

合計面積 336 m²、地目は台帳・現況とも畑になっております。

譲渡理由は売買となっております。

〔地区担当農業委員 岡崎哲男委員〕

- 11月18日事務局の片岡と現地確認を行いました。
1. 現地は、農地であることを確認。
 2. 権利を取得する下方伸三さんは取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
 3. 権利を取得する下方伸三さんは、農業経営に必要な農作業に従事することを確認。
 4. 権利を取得する下方伸三さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさない

ことを確認。

5. 権利を取得する下方伸三さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

受付第16号、第17号、第18号は譲受人が同一の為、同時に採決を行う

○受付第16号（所有権移転）

〔事務局 川村説明〕

譲渡人は、愛媛県伊予郡砥部町宮内1885番地11の池本美照さん、72歳、自営業

譲受人は、仁淀川町森山237番地の掛水光政さん、80歳、自動車整備業兼農業

土地の所在は、別枝字杖振家889番1 台帳は田、現況は畑 面積388㎡

別枝字杖振家889番2 台帳・現況ともに畑 50㎡

別枝字杖振家890番1 台帳・現況ともに畑 112㎡

合計面積550㎡、譲渡理由は売買となっております。

○受付第17号（所有権移転）

〔事務局 川村説明〕

譲渡人は、仁淀川町別枝1220番地の大石弘秋さん、71歳、無職

譲受人は、仁淀川町森山237番地の掛水光政さん、80歳、自動車整備業兼農業

土地の所在は、仁淀川町別枝字杖振家882番 面積59㎡

地目は台帳・現況とも畑となっております。

譲渡理由は売買となっております。

○受付第18号（所有権移転）

〔事務局 川村説明〕

譲渡人は、山口県周南市鹿万町6番38-204号の片岡憲仁さん、59歳、会社員

譲受人は、仁淀川町森山237番地の掛水光政さん、80歳、自動車整備業兼農業

土地の所在は、別枝字杖振家891番1 面積148㎡

別枝字杖振家891番5 135㎡

合計面積283㎡、地目は台帳・現況とも畑となっております。

譲渡理由は売買となっております。

〔地区担当農業委員 大石邦弘委員〕

11月16日事務局の片岡と譲受人の掛水光政さんと現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認。

2. 権利を取得する掛水光政さんは取得後 3 年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する掛水光政さんは、農業経営に必要な農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する掛水光政さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する掛水光政さんは、取得後において農地の合計面積が 10 アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第 19 号（所有権移転）

〔事務局 川村説明〕

譲渡人は、仁淀川町竹ノ谷 936 番地 1 の岡林定臣さん、86 歳、無職

譲受人は、仁淀川町大屋 416 番地 2 の伊藤政一さん、79 歳、農業

土地の所在は、大屋字上ノ地 385 番 1	台帳・現況ともに畑	面積 99 m ²
大屋字上ノ地 387 番	台帳・現況ともに畑	面積 178 m ²
大屋字上ノ地 389 番 1	台帳・現況ともに畑	面積 295 m ²
大屋字大ヤシキ 407 番 3	台帳・現況ともに畑	面積 771 m ²
大屋字大ヤシキ 408 番 2	台帳・現況ともに畑	面積 507 m ²
大屋字大ヤシキ 416 番 3	台帳・現況ともに畑	面積 21 m ²
大屋字大ヤシキ 416 番 10	台帳は宅地・現況は畑	面積 237.62 m ²
宮ヶ平字キブ子山 246 番 3	台帳・現況ともに畑	面積 29 m ²

合計面積 2137.62 m²、譲渡理由は売買となっております。

〔地区担当農業委員 旭重雄委員〕

11月19日事務局の田代と譲渡人の岡林安臣さんの妻と譲受人の伊藤政一さんと現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する伊藤政一さんは取得後 3 年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する伊藤政一さんは、農業経営に必要な農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する伊藤政一さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する伊藤政一さんは、取得後において農地の合計面積が 10 アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

〔山諸貴大委員〕

台帳が宅地になっているものも農業委員会の許可が必要なのか

[事務局]

農地法は現況主義となっているため、現在の土地が農地であれば許可が必要になる。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第 20 号（所有権移転）

[事務局 川村説明]

譲渡人は、仁淀川町森 2597 番地の新土居達雄さん、58 歳、農業

譲受人は、仁淀川町森 4292 番地 1 の岡崎哲男さん、68 歳、農業

土地の所在は、森字市ノ久保 4309 番 面積 104 m²

地目は台帳・現況とも畑になっております。

譲渡理由は売買となっております。

[地区担当農業委員 大石邦弘委員]

担当の農地利用最適化推進委員が利害関係者の為、別の委員が対応

1 1 月 1 8 日事務局の片岡と譲受人の岡崎哲男さんと現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認。

2. 権利を取得する岡崎哲男さんは取得後 3 年間以上耕作をすることを確認しました。

3. 権利を取得する岡崎哲男さんは、農業経営に必要な農作業に従事することを確認。

4. 権利を取得する岡崎哲男さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。

5. 権利を取得する岡崎哲男さんは、取得後において農地の合計面積が 1 0 アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

(2) 権利取得者が町外

○受付第 8 号（所有権移転）

[事務局 川村説明]

譲渡人は、吾川郡いの町天王北四丁目 6 番地 7 の伊藤輝顕さん、67 歳、会社員

譲受人は、吾川郡いの町枝川 1952 番地 19 の伊藤佳尚さん、68 歳、左官

土地の所在は、余能字ヲカコヤシ 251 番 2 面積 42 m²

余能字ヲカコヤシ 251 番 6 243 m²

合計面積 285 m²、地目は台帳・現況とも畑になっております。

譲渡理由は贈与となっています。

〔地区担当農業委員 旭重雄委員〕

1 1 月 1 9 日事務局の田代と現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する伊藤佳尚さんは取得後 3 年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する伊藤佳尚さんは、農業経営に必要な農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する伊藤佳尚さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する伊藤佳尚さんは、取得後において農地の合計面積が 1 0 アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第 9 号（所有権移転）

〔事務局 川村説明〕

譲渡人は、大阪府和泉市寺田町二丁目 6 番地 1・404 号の岡崎續良さん、82 歳、無職

譲受人は、愛媛県松山市三町二丁目 13 番 26 号コーポ福德 205 号、

掛水靖也さん、36 歳、会社員兼農業

土地の所在は、高瀬字田農場 886 番 1	面積 177 m ²
高瀬字田農場 886 番 2	20 m ²
高瀬字田農場 3458 番 1	305 m ²
高瀬字田農場 3458 番 2	318 m ²
高瀬字田農場 3458 番 4	309 m ²

合計面積 1129 m²、地目は台帳・現況とも畑になっております。

譲渡理由は売買となっております。

〔地区担当農業委員 掛水勝盛委員〕

1 1 月 1 8 日事務局の片岡と現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する掛水靖也さんは取得後 3 年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する掛水靖也さんは、農業経営に必要な農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する掛水靖也さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する掛水靖也さんは、取得後において農地の合計面積が 1 0 アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第 10 号（所有権移転）

〔事務局 川村説明〕

譲渡人は、仁淀川町岩丸 848 番地もみじ荘の三浦幸子さん、94 歳、無職

譲受人は、高岡郡越知町越知甲 1450 番地 9 の井上恵美子さん、54 歳、農業

土地の所在は、用居字スズレイシ甲 2194 番 面積 425 m²

地目は台帳・現況とも畑になっております。

譲渡理由は売買となっております。

〔地区担当農業委員 三浦利勝委員〕

1 1 月 1 9 日事務局の田代と譲受人の井上恵美子さんの母と現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する井上恵美子さんは取得後 3 年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する井上恵美子さんは、農業経営に必要な農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する井上恵美子さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する井上恵美子さんは、取得後において農地の合計面積が 1 0 アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

議案第 7 号

（非農地証明願の審議について）

○受付第 3 号

〔事務局 川村説明〕

申請人 仁淀川町森山 207 番地 片岡咲子

土地の所在地番 仁淀川町森山字ウシロヤシキ 208 番

地目、台帳は畑、現状は宅地となっております。

転用された時期は、年月日不詳

転用した理由及び現在の状況は、労働力不足により耕作放棄となり、建物敷地として一体利用している（庭）

〔地区担当農業委員 小野満子委員〕

現地確認を 1 1 月 1 6 日に事務局川村の 2 名で実施しました。写真で見て頂きわかるとおり、建物と敷地と一体利用しており、農地への復旧は困難となっております。

この件については、全員賛成により非農地と承認する。

○受付第4号

〔事務局 川村説明〕

申請人 大阪府和泉市寺田町二丁目6番地1-404号 岡崎 續良

土地の所在地番 仁淀川町高瀬字上ノ宮 4276番

地目、台帳は畑、現状は山林となっています。

転用された時期は、年月日不詳

転用した理由及び現在の状況は、労働力不足により耕作放棄となり、植林となる。現在は山林となっている。

〔地区担当農業委員 掛水勝盛委員〕

現地確認を11月18日に事務局片岡の2名で実施しました。写真で見て頂きわかるとおり、山林化しており、農地への復旧は困難となっております。

この件については、全員賛成により非農地と承認する。

その他

なし

以上で令和3年度第4回農業委員会を閉会する。

閉会 午前10時00分

上記の会議の次第は、事務局職員川村典正が記録したもので、その内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

署名委員

署名委員